

平成 24 年 4 月 1 日から路外駐車場及び特定路外駐車場の届出先が 駐車場所在地の区市に変更になります。

第 2 次一括法(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」)の施行に伴う、駐車場法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)の改正により、平成 24 年 4 月 1 日から路外駐車場及び特定路外駐車場の届出先が以下のとおり変更になります。

○届出先の変更

①区部に設置する駐車場

	現在(平成24年3月31日まで)の届出先		平成24年4月1日からの届出先
路外駐車場	各区	▶	各区
特定路外駐車場	東京都建設局		

②市部に設置する駐車場

	現在(平成24年3月31日まで)の届出先		平成24年4月1日からの届出先
路外駐車場 特定路外駐車場	東京都建設局	▶	各市

③町村部に設置する駐車場(変更なし)

平成 24 年 4 月 1 日以降も東京都へ届出

○年度末の取扱いについて

市部に設置する駐車場で、平成 23 年度末及び平成 24 年度当初に開場予定の駐車場については、平成 24 年 2 月 10 日までに東京都への事前協議・警視庁への事前協議を終えたうえで都に届出を行ってください。(厳守)

年度末に提出された届出書類の取扱いについては、以下のとおりになります。

(1) **平成 24 年 2 月 10 日までに東京都に届出されたもの**

⇒ 東京都で立入検査を行い、副本を交付します。

(2) **平成 24 年 2 月 11 日以降に東京都に届出されたもの**

⇒ 当該駐車場の所在市が平成 24 年 4 月 1 日以降に立入検査を行い、副本を交付します。

お問い合わせ
道路管理部管理課
03-5320-5275